

チーム員を募り 年度内に10チーム程度を編成

福祉関係団体と協定を締結



代表して県社協経営者協議会の関口知男会長が達増知事と協定書を交わしました

「災害派遣福祉チーム」の派遣主体となる「岩手県災害福祉広域支援推進機構」（本部長：達曾拓也知事）が9月26日に設置され、福祉関係団体と協定を締結。県社協が事務局を受託しました。

大規模災害時に避難所等で災害時要援護者の福祉・介護等のニーズ把握や応急支援などを実行する災害派遣福祉チークムの創設は、全国的にみても先駆的な取り組みです。

特に官民学の共同による派遣の仕組みは他に例がなく、本県の大きな特徴となっています。

設置された「県災害福祉広域支援推進機構」は、官民学が協働した組織として県、福祉関係、医療・保健関係、岩手県立大学、市町村の代表者などで構成されています。

発足後初の第一回会議では、市町村の避難所運営の支援体制の整備、今後の取り組み予定（周知活動、チークム員の募集、研修など）▽他の都道府県の参考となる岩手型モデルの全国発信などについて話し合いが持たれました。

所掌事務については、県は▽広域的な要援護者支援のあり方、チームの派遣調整に関する検討・協議▽市町村、関係機関・団体との協力連携体制の構築▽災害発生時の被災地へのチーム派遣の決定などの事務等を担います。

一方、事務局（県社協）は▽チーム員の募集、研修の実施、チーム員の登録及びチーム編成▽災害発生時の被災地へのチーム派遣調整▽派遺に必要な資機材の整備及び管理の整備及び管埋の事務等を担います。

岩手県災害福祉広域支援推進機構の概要

【設置目的】

大規模災害における要援護者の様々な福祉・介護等のニーズ把握や応急支援などを広域的に行う仕組みづくりについて協議、検討するとともに、大規模災害発生において「災害派遣福祉チーム」の派遣調整を行う。

【構成】

本部長（岩手県知事）、副本部長（岩手県保健福祉部長）、事務局（岩手県社会福祉協議会）、委員（構成機関の団体の代表者等）

【所掌事務】

（県）

- 広域的な要援護者支援のあり方、チームの派遣調整に関する検討・協議
- チーム活動に関する県内への周知、啓発
- 市町村、関係機関・団体との協力連携体制の構築（事前協定締結等）
- 灾害発生時の被災地へのチーム派遣の決定、派遣に要する経費負担

（事務局）

- チーム員の募集、研修の実施、チーム員の登録及びチーム編成
- 灾害発生時の被災地へのチーム派遣調整
- 派遣に必要な資機材の整備及び管理

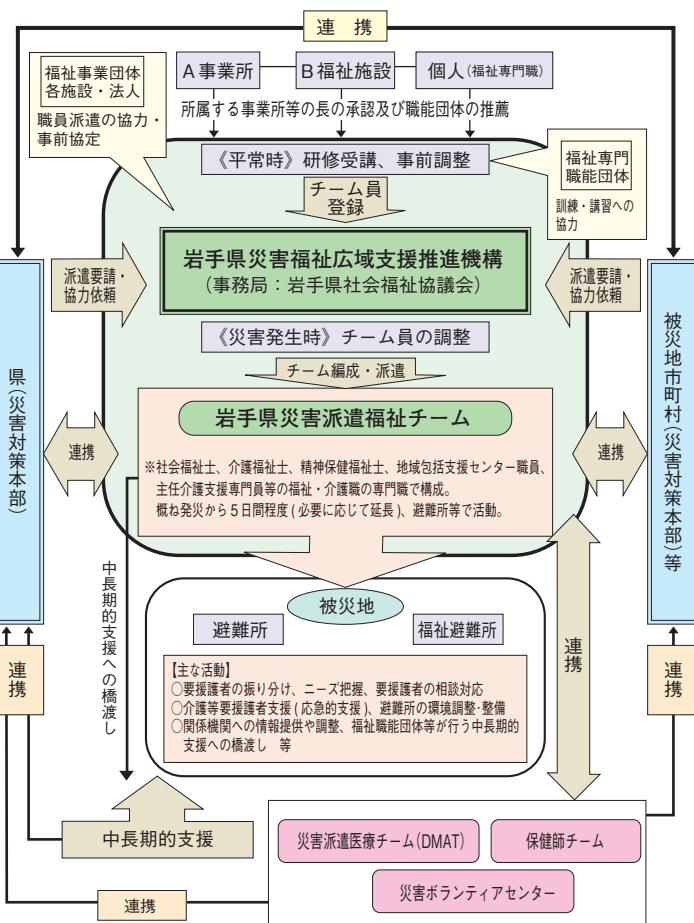
（構成団体）

- 推進機関活動への協力・連携
- チーム員の派遣に係る団体内の調整
- 要請による本部への協力（人員派遣等）

【協力団体との事前協定】

- チームの派遣に協力する構成団体（協力団体）等と県が協定を締結

岩手県災害派遣福祉チームの活動イメージ



60人程度のチーム員を募集

今年度は、11月に県から協定を結んだ福祉関係団体等を通じて、県内の各福祉施設等にチーム員（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、地域包括支援センター職員など）の募集に関する通知が予定されており、60人程度を養成することとしています。

チーム員を派遣する施設とは協定を締結します。

応募者は研修を経てチーム員として登録。チームは4～6人程度で構成され、年度内の3月までに10チーム程度の編成を計画しています。

技術向上のための研修・3日間19時間／登録後概ね2年以内に受講)▽更新研修(登録更新のための研修・1日6時間／登録後概ね3年ごとに受講)となっています。

これまでの経緯

東日本大震災を踏まえ、平成24年3月に県内の福祉関係職能団体等11団体から「災害派遣福祉チーム」の創設及び全国組織による当該チームの派遣・調整を行うシステムの構築について、知事あてに要望がなされました。これを受け、県は厚生労働省にチームの制度化について要望。同年6月から福祉関係職能団体から選ばれたメンバーによる災害派遣チーム組織化に向けたワーキング会議においてチームの組織化を検討。その後、県内の保健、医療、福祉関係団体、市町村代表による「災害福祉(介護)広域支援事業」による有識者懇談会を設置し、設立に向けて組織のあり方や運営について協議してきました。また、災害福祉広域支援事業により、チーム活動に必要な資機材の整備を行いました。

災害派遣福祉チームについて

【目的】

大規模災害等発生時に福祉・介護の専門職による災害派遣福祉チームの運営等について必要な事項を定め、避難所等における被災者支援体制の充実に資する。

【チームの設置・派遣調整】

県及び、事務局が行う。

【チームの編成】

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等で3年以上の経験年数があり研修を受けた者をチーム員とし、1チーム当たり4～6人程度で構成。

【主な活動】

避難所等における避難者等の福祉ニーズの把握、要援護者のスクリーニング、避難者等の福祉的課題を整理、その他市町村等災害対策本部、医療救護班、保健活動班等と情報共有を図り連携して効果的な活動を展開。

【活動の基準】

災害救助法が適用される程度の大規模な災害が発生した場合であって、被災市町村からの要請や被害状況等を総合的に勘案し、チームを派遣する必要があると県が認めた場合。

【活動期間】

原則として災害の初期(発災後5日間程度)とし、必要に応じて期間を延長。

【協力施設等との事前協定】

チーム派遣に協力する協力施設等と県が協定を締結。

【研修・訓練】

チーム員の技術向上を図るため研修を実施、訓練の機会を確保。

【費用弁償】

チームの活動等に要する経費は県が負担。また、チーム員を対象とする傷害保険に加入し保険料は県が負担。

チーム員養成研修

- ①登録研修(登録のための必要最低限の基礎的な研修)
- ②スキルアップ研修(チーム員登録後の技術向上のための研修(登録後概ね2年以内に受講))
- ③更新研修(登録更新のための研修(登録後概ね3年ごとに受講))

社会福祉施設 総合損害補償 しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険

検索

社会福祉施設のさまざまなリスクに対応するために！

プラン1 施設業務のための補償

(賠償責任保険、普通傷害保険、動産総合保険)

① 基本補償

- 基本補償(A型)は、法人業務中、法律上の賠償責任が発生した場合、包括的に補償
- 見舞費用付補償(B型)は、賠償責任のない場合の見舞金が充実
 - オプション1 訪問・相談等サービス補償
 - オプション2 施設の医療事故補償

② 個人情報漏えい対応補償

- 個人情報漏えいによる法律上の賠償責任を負った場合(おそれのある場合を含みます)に補償

③ 施設の什器・備品損害補償

- 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
- 施設の現金等も補償

◆スケールメリットを活かし、充実した補償内容です。

加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営している社会福祉施設です。

プラン2 施設利用者のための補償

(普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン3 施設職員のための補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

- ① 施設の労災上乗せ補償
- ② 施設職員の傷害事故補償
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償

● この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一緒に契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

● このご案内は概要を説明したもので、詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします。

団体
契約者

社会福祉法人
全国社会福祉協議会
(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン

取扱
代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763